国見町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地の解消を目的に、空き家バンク(「国見町空家等バンク実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に規定する空家等バンクをいう。以下同じ。)に登録された空き家に付随した農地等において、国見町農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定に基づく農地の権利移動の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
 - (2) 別段の面積 農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が定めた面積をいう。
 - (3) 空き家 空き家バンクに登録された空家等をいう。
 - (4) 空き家に付随した農地 空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定 相続人が権利を有する町内にある農地にうち、1筆ごとに農業委員会が指定したもの をいう。
 - (5)総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

(別段の面積)

- 第3条 空き家に付随した農地の権利の移転及び権利設定については、別段の面積は、1ア ールに設定する
- 2 前項の別段の面積は、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積に優先して適 用するものとする。

(適用条件)

- 第4条 前条第1項に掲げる別段の面積を適用するときは、空き家に付随した農地を一つ の区域とみなし、1筆ごとの指定において、次に掲げる事項を全て満たしていなければな らない。
 - (1)適用する時点で空き家に付随した農地が遊休化している又は遊休化するおそれがあり、かつ、当該農地等の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を与えないと認められること。
 - (2) 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が

死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。

- (3) その他農地法第3条の権利移動要件を満たす農地であること。
- (4) 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は貸借の権利設定とすること。
- (5) 譲受人が自然人であり、当該人に対し1回限りであること。

(指定)

- 第5条 空き家に付随した農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、農地法第 3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類(以下「第3条許可申請書 類」という。)のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。
 - (1) 空き家に付随した農地指定申請書(様式第1号)
 - (2) 空き家バンクに登録されたことが確認できる書類又は登録される見込みが確認できる書類
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの
- 2 前項の規定により指定の申請をしている農地の権利を取得しようとする者は、第3条 許可申請書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。
 - (1)農地利用計画書(様式第2号)
 - (2) 空き家に居住することが確認できるもの、仲介結果が確認できるもの又は賃貸借契約書若しくは売買契約書の写し等
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの
- 3 農業委員会は、前2項の規定による書類の提出を受けた場合は、総会の決定を経て、指 定及び取得を認めるものとする。

(指定の解除)

- 第6条 農業委員会は、次の各号に該当するときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。
 - (1) 空き家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したとき。
 - (2) 空き家バンクの登録が取り消されたとき。
 - (3) 所有者等から指定の取消しの申出があったとき。
 - (4) 所有者等の権利に移動があったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

(告示)

第7条 農業委員会は、空き家に付随した農地を指定したとき又はその指定を解除したと きは、速やかに告示するものとする。 (指定の解除)

- 第8条 農業委員会は、この要綱に従い農地法第3条第1項の規定により許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。
- 2 農業委員会は、この要綱に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

空き家に付随した農地指定申請書

年 月 日

印

国見町農業委員会会長

(申請人)

住所

氏名

連作先

次の土地について、空き家に付随した農地に指定することを申請します。

所 在 地	面積	登記	現況	農地の状況(遊休化)
	(m^2)	地目	地目	※事務局記載欄
				全部・一部・無

※申請書は2部提出してください。承認後、署名した1部をお返しします。 ※申請書類 申請土地の登記簿謄本、公図の写し、所在地図、現地写真

空き家バンクの登録状況

空き家バンクの登録	有(第	号) •	無
	13 (>14	3 /	7111

上記の土地を空き家に付随した農地に(指定する・ 指定しない)ことを通知する。

年 月 日

国見町農業委員会会長

農地利用計画書

年 月 日

(譲受人)	

住 所	(電話番号)	
氏 名	(生年月日)	印

農地面積 (取得予定地)

区分	田	畑	樹園地	Ħ
面積 (m²)				

作付予定作物

作 物 名	面 積 (㎡)

農機具等

種 類			
取得済			
導入予定			

耕作従事者

氏 名	年 齢	年間作業従事日数